

法人決済デジタル化

手形帳・小切手帳
買戻しキャンペーン期間
限定

政府は紙の手形・小切手の全面的な電子化の方針を示しており、
常陽銀行においても**2025年12月末日**をもって、**紙の手形・小切手の発行を終了**します。
そこで、常陽銀行では、手形・小切手の電子化移行に伴い、お客さまが未使用のまま在庫として保有されている手形帳・小切手帳を買戻しいたします。是非この機会にお取引店窓口にお申し付けください。

キャンペーン概要

対象期間	2025年5月7日(水)～2025年9月30日(火)
対象物件	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年3月以降に当行で1冊1万円(税抜)で購入された「手形帳」「小切手帳」に綴られている未使用用紙 ・当行で1冊5千円(税抜)で購入された「為替手形帳」に綴られている未使用用紙 (注)本キャンペーンでは「ばら売り用紙」は対象外となります。
買戻金額	1枚220円(税込み)で買戻し (例)220円×30枚(残数)=6,600円
申込条件	JWEBOFFICE(法人インターネットバンキングサービス)または常陽銀行EBサービスをご契約のお客さま
申込方法	「未使用の手形用紙・小切手用紙 返却届出書」および未使用用紙が綴られている「手形帳」「小切手帳」をお取引店窓口にご提出ください。
特典	<p>本キャンペーンを利用され、ご希望いただきましたお客さまには「手形・小切手電子化宣言」ロゴマークデータをご提供します。 「返却届出書」にメールアドレスをご記入ください。</p> 

ご注意点

- 手形・小切手帳を購入された時期がご不明の場合には、お取引店にお問い合わせください。
- 一部買戻し致しかねる物件がございます。あらかじめご了承ください。
- 買戻されたお客さまでも、電子決済取引の移行期間中に万が一手形・小切手の利用が発生する場合は、店頭にて1枚単位(ばら売り)での購入が可能です。
- 手形帳・小切手帳の買戻金は「カイモドシキン」の表記で、お申込月の翌月末を目安にご入金いたします。
- 9月30日(火)をもって受付を終了いたします。お早めにお申し出ください。
- 未使用の手形・小切手用紙の買取にあたりましては、お客さまの商品等の売上ではございませんが、課税事業者様である場合は、経理処理におきまして、消費税分を含む課税売上高として計上いただく必要があります。詳細なお取扱いはお客さまの顧問税理士様等にご確認ください。

ご不明点がございましたら、お気軽に最寄りの営業店へお問い合わせください。